

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第22号様式（第38条関係） 仮契約書</p> <p>別紙の工事の請負については、新潟県財務規則の規定に従い、当該契約について議会の同意があったときにこの契約が本契約となるものとし、この仮契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する（<u>本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。</u>）。</p> <p>（略）</p> <p>第36号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 その他</p> <p>上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によつて、工事請負契約を結び、契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する（<u>本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。</u>）。</p> <p>（略）</p>	<p>第22号様式（第38条関係） 仮契約書</p> <p>別紙の工事の請負については、新潟県財務規則の規定に従い、当該契約について議会の同意があったときにこの契約が本契約となるものとし、この仮契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p> <p>第36号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 その他</p> <p>上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によつて、工事請負契約を結び、契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p>